表題部所有者の登記のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を下記５及び６のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和８年１０月１５日

長崎地方法務局諫早支局　登記官　森　川　崇　弘

記

１　手続番号

第３１１７－２０２５－０００２号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

諫早市小長井町遠竹字朝目坂５６１番５

３　地目

原野

４　地積

５１平方メートル

５　抹消する登記事項

鶴田庄吉外１１１名

６　登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第１５号第１４条１項第４号イ〕

表題部所有者の登記のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和８年１０月１５日

長崎地方法務局諫早支局　登記官　森　川　崇　弘

記

１　手続番号

第３１１７－２０２５－０００３号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

諫早市小長井町遠竹字二百山６３２番２

３　地目

畑

４　地積

２２０平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和８年１０月１５日

長崎地方法務局諫早支局　登記官　森　川　崇　弘

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）	抹消する登記事項	登記すべき事項
3117-2025-0008	諫早市小長井町遠竹字長谷１４９４番１	原野	200	山口弥之吉	表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第１５号第１４条１項第４号イ〕
3117-2025-0009	諫早市小長井町遠竹字長谷１４９４番２	公衆用道路	25	山口弥之吉	表題部所有者として登記すべき者がない〔令和元年法律第１５号第１４条１項第４号イ〕